第６章　財務（南空知公衆衛生組合財務規則）

○南空知公衆衛生組合財務規則

平成10年3月27日

規　則　第　１　号

　（目的）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づく、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

　（準用）

第２条　南空知公衆衛生組合の財務に関しての規定は、組合長の属する町の財務規則を準用するものとする。

２　前項の準用にあたり、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この規則は、平成10年4月1日から施行する。

第６章　財務（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す

る条例）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例

昭和42年8月10日

条　例　第　９　号

改正　昭和58年07月01日条例第3号　　平成05年12月08日条例第4号

　（この条例の趣旨）

第１条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

　（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

　（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格15,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については1件5,000平方米以上のものに限る。）とする。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和58年7月1日条例第3号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成5年12月8日条例第4号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　　　第６章　財務（南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）

○南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結するこ

とができる契約を定める条例

平成28年11月29日

 条　例　第 　２　号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めることを目的とする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

(1)　物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2)　継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度4月1日から提供を受ける必要があるもの

（規則への委任）

第３条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

第６章　財務（南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる

契約を定める条例施行規則）

○南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結するこ

とができる契約を定める条例施行規則

平成28年12月29日

 規 則 第 １ 号

（趣旨）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成28年南空知公衆衛生組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

(1)　物品を借り入れる契約（条例第2条第1項第1号関係）

ア　電子計算機、複写機その他の事務用機器（これらに付随して使用する物品を含む。）

イ　車両

ウ　仮設建物

エ　その他機械器具類

(2)　役務の提供を受ける契約（条例第2条第1項第2号関係）

ア　組合施設（これに付随する機械設備等を含む。）の維持管理業務

イ　その他継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度4月1日から提供を受ける必要があるもの

（契約の期間）

第３条　長期継続契約を締結することができる期間は、経費の節減及び良質な役務を提供する者と契約を締結する必要性に鑑み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、役務の提供を受ける契約にあっては最長5年とし、その他の契約にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は第2に規定する耐用年数以内とする。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附　則

第６章　財務（南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる

契約を定める条例施行規則）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　この規則は、平成29年1月1日から施行する。

第６章　財務（南空知公衆衛生組合施設及び設備整備基金条例）

○南空知公衆衛生組合施設及び設備整備基金条例

平成22年2月17日

条　例　第　１　号

　（設置）

第１条　南空知公衆衛生組合（以下「組合」という。）の施設及び設備の整備を円滑に図るための財源を積み立てるため、南空知公衆衛生組合施設及び設備整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

　（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

　（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

　（運用収益の処理）

第４条　基金の運営から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

　（処分）

第５条　基金は、組合の施設及び設備を整備する財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

　（繰替運用）

第６条　組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

　（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

○南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱

平成14年3月20日

要　綱　第　１　号

　（目的）

第１条　この要綱は、資源の回収を行う団体に奨励金を交付することにより資源回収の促進とリサイクル意識の高揚を図り、もってごみの減量化と資源の有効利用の推進に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 資源　紙類、びん類、金属類及び布類で再利用できるものをいう。
2. 資源回収　資源を回収する行為をいう。
3. 回収業者　資源回収を業とする者をいう。

　（交付対象者）

第３条　交付対象者は、町内会、学校、ＰＴＡ、老人クラブその他組合長が適当と認める資源回収を行う団体（以下「資源回収団体」という。）とする。ただし、回収業者等主として営利を目的とする法人を除く。

　（団体の登録）

第４条　奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、南空知公衆衛生組合資源回収団体（登録・変更）申請書（様式第1号）により、あらかじめ構成町を経由し組合に登録しなければならない。

　（登録の決定及び通知）

第５条　組合長は、登録の申請があったときは、当該申請に係わる書類を審査し、申請を受理すべきものと認めたときは、速やかに決定を行い、南空知公衆衛生組合資源回収団体登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

　（奨励金の額）

第６条　奨励金の額は、回収業者に引き渡した資源の総重量に対し、1キログラム当たり5円とし、奨励金の額に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

　（交付申請等）

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

第７条　奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付申請書（様式第3号）に、計量伝票（様式第5号）を添えて、次の表に定める期間区分ごとに、構成町を経由し交付申請を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間区分 | 回　　収　　期　　間 | 交　付　申　請　期　間 |
| 上半期 | 4月1日から9月30日まで | 9月15日から9月30日まで |
| 下半期 | 10月1日から翌年3月31日まで | 3月15日から3月31日まで |

２　組合長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、奨励金を交付すべきものと決定したときは、南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、奨励金を交付するものとする。

　（奨励金の返還）

第８条　組合長は、偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受けた資源回収団体があるときは、奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

様式第１号

南空知公衆衛生組合資源回収団体（登録・変更）申請書

年　　　月　　　日

南空知公衆衛生組合長　　　　　様

申請者住所

氏名　　　　　　　　印

南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 団　　体　　名 |  |
| 代表者 | 住　所 | □□□－□□□□ |
| 氏　名 |  |
| 電　話 | 　　　　　（　　） |
| 世帯（会員）数 | 世帯・人 |

　連絡先が代表者と異なる場合は、ご記入下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 住　所 | □□□－□□□□ |
| 氏　名 |  |
| 電　話 | 　　　　　（　　） |

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

様式第２号

南空知公衆衛生組合資源回収団体登録決定通知書

様

　貴団体を集団資源回収団体として登録しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |

年　　　月　　　日

南空知公衆衛生組合長　　　　　　　　　印

＜注意事項＞

　１　今後関係書類を提出する際は、必ず登録番号を記入してください。

　２　団体名称、代表者に変更があった場合は、その都度、変更届を提出してください。

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

様式第３号

南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 　　　　　年　　月　　日 |

　南空知公衆衛生組合長　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 登録団体名 |  |
| 団体代表者名 | 　　　　　　　　　　　印 |

　　　　　年度南空知公衆衛生組合資源回収奨励金の交付を、別紙計量伝票を添えて次のとおり申請します。

１　申請額　　　金　　　　　　　　　　円

２　実績報告

|  |  |
| --- | --- |
| 実施期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 回収総重量 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎏ |
| 添付書類 | 計量伝票（様式第5号）　　　　　　　　枚 |

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行・金庫・組合農協・信金・信組 |  | 本店・支店本所・支所 |
| 預金種別 | １　普通　　２　当座　　３　その他（　　　　　　　　　　） |
| 店番号 |  |  |  |  |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  | 右詰めで記入願います。 |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |
| 名義人住所 | □□□－□□□□TEL　　　（　　） |

４　委任事項（口座名義が団体代表者名義でない場合のみ記入して下さい。）

　　　資源回収奨励金受領について　　　　　　　　　　　　　　　　に委任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体代表者名 | 　　　　　　　　　　　　印 |

※太枠内のみ記入して下さい。

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

様式第４号

南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

南空知公衆衛生組合長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました南空知公衆衛生組合資源回収奨励金について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

　なお、奨励金については、指定された口座に　　月　　日頃振込いたします。

記

１　奨励金交付額　　　　　　　　　　　　円

第６章　財務（南空知公衆衛生組合資源回収奨励金交付要綱）

様式第５号

計　　　量　　　伝　　　票

年　　月　　日実施

（回収団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

（回収業者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品　　　名 | 重　　　　　　　　　　量 | 重量（㎏）×5円 |
| 紙類 | 新聞紙 | ㎏ | 円 |
| 雑誌 | ㎏ | 円 |
| 段ボール | ㎏ | 円 |
| 紙パック | ㎏ | 円 |
|  | ㎏ | 円 |
| 小計 | ㎏ | 円 |
| びん類 | びん | 　　　本×0.7㎏ | ㎏ | 円 |
|  | ㎏ | 円 |
| 小計 | ㎏ | 円 |
| 金属類 | アルミ缶 | ㎏ | 円 |
| スチール缶 | ㎏ | 円 |
|  | ㎏ | 円 |
| 小計 | ㎏ | 円 |
| その他 |  | ㎏ | 円 |
|  | ㎏ | 円 |
|  | ㎏ | 円 |
| 合　　　　計 | ㎏ | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |

（～１０５０）